

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	旭川市勤労者福祉総合センター	所在地	旭川市6条通4丁目
設置目的	勤労者の福祉の増進に寄与する。		
規模	・敷地面積:4,280.28㎡、建築面積:2,711.31㎡、延床面積:4,866.32㎡ ・施設:旭川建設労働者福祉センター(サン・アザレア)、旭川勤労者体育センター、旭川勤労者福祉会館 ・構造:鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建(建設労働者福祉センター)、鉄骨・鉄筋コンクリート造垂鉛メッキ鋼板葺平屋建(勤労者体育センター)、鉄筋コンクリート・鉄骨造垂鉛メッキ鋼板葺2階建(勤労者福祉会館)	設置年月日	建設労働者福祉センター S53.9.11 勤労者体育センター S55.8.12 勤労者福祉会館 S56.11.24

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	株式会社 旭川振興公社	指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日
指定管理業務の内容	(1) センターの使用の承認等に関すること。 (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。 (3) その他市長が定める業務	指定管理料(千円)	R4 R5 旭川市ときわ市民 R6 民 R7 ホールに同じ R8

3 総合評価

施設所管部の評価(1次評価)	管理運営方法の見直し	
	指定期間中の導入効果及び課題	旭川市ときわ市民ホールに同じ
	今後の管理形態	☒ 指定管理者制度 ☐ 直営
	理由	旭川市ときわ市民ホールに同じ
	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	☒ 公募 ☐ 非公募
	非公募の場合、その理由	
	今後の改善点	
	旭川市ときわ市民ホールに同じ	
	制度所管部等の評価(2次評価)	仕様書に基づく適正な管理運営及び利用者ニーズに沿ったサービスの提供により、市民活動の助長、相互交流の促進、福祉の増進に寄与しており、指定管理者制度導入の効果は概ね達成されていると認められることから、引き続き指定管理者による管理運営が適当である。 今後は利用実態を踏まえた機能集約について検討を行うとともに、施設の老朽化対策のための計画的な保全と、管理経費削減のための運営の効率化を積極的に進められたい。